

委託に基づき創作された著作物にかかる 著作権の帰属及び利用関係について



辻本法律特許事務所 所長
弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 辻本 希世士

第1 原則論

事業展開において必要となるイラスト、キャラクター、モニュメント及びソフトウェア等の著作物を、他の第三者に委託して創作してもらうケースは非常に多く、その際、これら著作物の創作を委託する旨の契約が締結される。当該契約は請負ないし委任の側面を有し、創作すべき物の内容や代金等につき取決めがなされるが、完成した創作物にかかる著作権の帰属については取決めがなされないことも多く、そもそも創作委託にかかる契約書が作成されないこともある。かかる場合、完成した創作物にかかる著作権の帰属をめぐる紛争が生じ、最終的に裁判所の判断に委ねることで解決が図られることが多い。

ここで、完成した創作物の所有権と、当該創作物が著作物であると評価される場合の著作権の帰属は別問題である。とりわけ、第三者への委託による創作行為は職務著作（著作権法15条）に該当しないことが多いであろうから、受託者が委託に基づき創作したことや代金を受領したことによって、創作物にかかる著作権が当然に委託者に帰属することはなく、むしろ、現実に創作した受託者に帰属すると解されるのが原則である。例えば、委託に基づき開発されたソフトウェアの著作権の帰属が問題となった知財高判平成22年5月25日（裁判例①）¹において、裁判所は、「ソフトウェアの著作権の帰属は、原則として、それを創作した著作者に帰属するものであって、開発費の負担によって決せられるものではなく、システム開発委託契約に基づき受託会社によって開発されたプログラムの著作権は、原始的には受託会社に帰属するものと解される」との一般論を示し、「明示の特約があるか、又はそれと等価値といえるような黙示の合意があるなどの特段の事情がない限り」、委託者がシステム開発費を負担したというのみで、開発されたソフトウェアの著作権が委託者に移転されることはなく、本件においてかかる事情は存在しないと判示した。

もっとも、委託に基づき創作された著作物にかかる著作権の帰属をめぐることは過去に多くの裁判例の蓄積があるところ、裁判例ごとに背景事情や解決すべき法律関係が異なる。実際、各裁判例を俯瞰してみると、著作権の帰属にかかる問題を解決すれば概ね足りる場合と、同問題を解決したのみでは当事者間の真の紛争解決にならない場合があるように思われる。そこで、本稿で

1 平成21年（行コ）10001号。裁判所ウェブサイト。

は、委託に基づき創作された著作物にかかる著作権の帰属につき判示された各裁判例の動向を整理することにより、かかる事案を検討する方向性につき、一定の指針を示したい。

第2 裁判例の紹介

1 著作権の帰属の問題を解決すれば概ね足りる場合

裁判例①は、ソフトウェアの委託者が受託者に対して平成15年に著作権譲渡代金として支払った金員につき、国が著作権譲渡代金とは認めない（開発の都度、著作権は委託者に移転済みであったと評価した）ことにより、委託者が納税すべき税額が過少であったか否かが争点となった事案である。すなわち、裁判例①は、委託者がソフトウェア開発のために支払った金員の性質によって納税額の算定に影響が及ぶという事情の下で、当該金員の性質を評価するために当該ソフトウェアにかかる著作権の帰属が問題となったから、当該ソフトウェアにかかる著作権の帰属を評価することによって事案の解決は図られる事案であった。

また、創作された著作物の利用関係が正面から問題にはならない案件では、同様に、当該著作物にかかる著作権の帰属を評価することによって事案の解決は図られる。例えば、委託に基づき創作されたプログラムのソースコードの引渡しの要否が争点となった大阪地判平成26年6月12日（裁判例②）²では、裁判所は、上記第1記載の原則論に従った解釈適用の下に、当該ソースコードの著作権が委託者に移転したことを認めず、ソースコードの引渡義務もないと判示した。裁判例②は、一見するとプログラムの利用関係を検討する必要がある事案であるように思われるが、プログラムの著作物性はソースコードの具体的表現によって肯定されることが多いところ、委託者がプログラムを利用するに際してソースコードを複製ないし翻案する必要性は直ちに生じないであろう。委託者においてさら積極的に受託者からプログラムにかかる著作権の譲渡やソースコードの開示を受けたいのであれば、その旨を定める明示の合意ないしこれと等価値の黙示の合意が必要であると解することで事案の解決を図ることはできる。したがって、裁判例②も、上記第1記載の原則論によって著作権の帰属を評価すれば足りる類型の事案であったと整理できる。

このように、裁判例①は税務訴訟という特殊な類型であり、裁判例②はソースコードの引渡しという委託に基づき創作されたプログラムの利用関係自体とは直接関連しない（ソースコードの開示がなくてもプログラムの利用に直接の支障は生じない）類型の事案であった。かかる場合、委託に基づき創作された著作物の利用関係を直接に問題にする必要はないから、上記第1記載の原則論に従って、創作された著作物にかかる著作権の帰属を評価すれば、事案の解決は概ね図られる。

2 帰属の問題を解決したのみでは当事者間の真の紛争解決にならない場合

(1) 各裁判例の概要

裁判例①②に対し、委託に基づき創作された著作物にかかる著作権の帰属を評価しただけでは事案の解決ならず、さらに進んで当該著作物の利用関係等に踏み込んだ判断が必要になった裁判例として、以下のようなものがある。

2 平成26年（ワ）845号。裁判所ウェブサイト。

<東京地判平成14年2月25日（裁判例③）³>

委託に基づき創作されたテレビ放送用アニメーションの原画（設定画、アニメカット）につき、受託者が委託者に対し、創作した原画の著作権の確認と当該原画を使用した映画制作等の差止めを求めた事案である。裁判所は、委託者と受託者との間で著作権譲渡にかかる明示ないし黙示の合意を認定することはできないとして、受託者に著作権があることを確認した。他方、当該原画をテレビアニメに利用することにつき許諾を与える意思表示をしたとみることはできるとの旨の判示部分があり、また、当該原画につき「二次的著作物に当たる新たな映画を製作し、又はこれを第三者に許諾しようとするおそれがあると認めることはできない」として、差止請求は棄却した。

<東京高判平成16年5月13日（裁判例④）⁴>

モニュメントにつき、当該モニュメントの図面を制作した者が当該モニュメントを製作展示した者ら（県及び県から受託した業者）に対し、モニュメントの展示の差止めや損害賠償等を求めた事案である。裁判所は、種々の事情を指摘し、図面の制作者が著作権を譲渡することを少なくとも黙示的には合意しており（仮に黙示の合意がなかったとしても当該モニュメントの展示等につき許諾したと認められる）、当該図面から修正が施されることも当初から了承があったことから著作者人格権の侵害も認められないとして、請求を棄却した。

<東京地判平成17年12月22日（裁判例⑤）⁵>

委託に基づき創作されたテレビ番組用の楽曲につき、受託者が委託者に対し、創作した楽曲の著作権の確認と委託者による数次にわたる再放送等が受託者の著作権を侵害すること等に基づく損害賠償を求めた事案である。裁判所は、種々の事情を指摘し、受託者は委託者対し、再放送等も含めた利用について、その都度支払を受けた報酬をもって、少なくともこれを包括的に許諾していたと認定した。他方、委託者と受託者との間で著作権譲渡の合意があったとまでは認められないとして、当該楽曲の著作権が受託者に帰属することを確認した。

<大阪地判平成22年9月9日（裁判例⑥）⁶>

委託に基づき撮影されたスポーツ新聞掲載用の写真につき、受託者が委託者に対し、委託者が当該写真を再使用したことによって受託者の著作権を侵害したこと等を根拠とする損害賠償を求めた事案である。裁判所は、「被告新聞は、日刊新聞であって、日々の出来事を報道することを主たる目的としており、同一の写真を、複数回にわたって掲載したり、一定期間継続して掲載することは、通常は予定していない。したがって、被告新聞への掲載にあたっての著作権者の使用許諾も、合理的な期間内における1回的なものと見るべきである。」として、委託者の行為は許諾の範囲を逸脱するとして著作権侵害に基づく損害賠償を認めた。

<東京地判平成24年9月27日（裁判例⑦）⁷>

委託に基づき創作された餃子・焼売の商品のパッケージに使用するイラストにつき、受託者が

3 平成13年（ワ）1844号。判例時報1788号129頁。

4 平成15年（ネ）5509号。裁判所ウェブサイト。

5 平成16年（ワ）17750号。判例時報1930号133頁。

6 平成20年（ワ）2813号。裁判所ウェブサイト。

7 平成22年（ワ）36664号／平成23年（ワ）976号。判例時報2196号108頁。

当該イラストの利用者に対し、数十年間にわたって継続的に使用しことによって受託者の著作権を侵害したこと等を根拠として、当該イラストを付した商品のパッケージの譲渡禁止や損害賠償を求めた事案である。裁判所は、受託者から委託者ないし利用者への著作権譲渡の合意は認められないとしつつ、イラストごとや利用者の行為ごとに許諾の範囲内のものと範囲外のものに整理し、許諾の範囲外と認定した一部の行為につき著作権ないし著作者人格権侵害に基づく差止めと損害賠償を認めた。

(2) 分析

裁判例③～⑦は、裁判例①②とは異なり、いずれも委託により創作された著作物にかかる利用関係が問題になる事案であるから、当該著作物にかかる著作権の帰属が確定したのみでは事案の最終的な解決にならない。この点、委託を受けて創作するということは、委託者において、創作された著作物を何らかの形で利用することが想定されている場合が多いであろう。事実、裁判例③～⑦は、すべて受託者によって創作された著作物が委託者等において利用された事案であり、当該利用の是非が争点になった。

しかるところ、創作された著作物にかかる著作権の帰属については、裁判例③⑤⑥⑦において受託者に帰属すると判示され、裁判例④においてのみ委託者に譲渡されたと判示された。基本的には、裁判例①で判示された「明示の特約があるか、又はそれと等価値といえるような黙示の合意があるなどの特段の事情」がなければ、創作された著作物にかかる著作権は移転せずに受託者に帰属したまま残るという規範が妥当していると思われる。かかる特段の事情が認められることは頻繁にないであろうから、委託者への著作権の移転までは認めない裁判例が多いのも理解できる。なお、委託者への著作権の移転を肯定した裁判例④についても、仮に黙示の合意がなかったとしても許諾があったと認められるという注釈を付しているため、委託者への著作権の移転を完全に認定したとまでは断定できないという理解もあり得るし、私見としては、委託者への著作権の移転まで肯定する必要はなく、許諾の問題として処理すれば足りたのではないかと思料している。

これに対し、創作された著作物の利用関係については、裁判例ごとに柔軟な判断が示されているが、一切の利用を認めないとするものは少なく、裁判例③～⑦においても、創作された直後に創作された状態のまま改変を加えずに当該著作物を利用することにつき、受託者の許諾の範囲外であって違法である旨を判示するものは見当たらない。なるほど、自己の私的な観賞用に創作を依頼するような場合でなければ、委託者が受託者に著作物の創作を依頼する場合、多くの場合において、委託者が当該著作物を利用する前提であると考えられる。そうであれば、委託に基づき創作された著作物の委託者による利用が一切認められないとする結論は妥当でなく、著作権の帰属が認められる受託者としても、一定の範囲で委託者が利用すること自体は容認していると考えられる場合が多いであろう。

もっとも、受託者が委託者による利用を容認した範囲は必ずしも明確でなく、事案によって柔軟に判断される。この点、裁判例③～⑦によれば、一つの方向性として、許諾の範囲につき量的な視点と質的な視点で分析することがあり得ると思料する。

量的な視点では裁判例⑤と裁判例⑥が対照的であり、裁判例⑤では、再放送等も含めた利用につき包括的な許諾があったと認定されたのに対し、裁判例⑥では、合理的な期間内における1回的新聞への掲載のみ許諾があったと認定された。裁判例⑤がテレビ番組に使用する著作物で、裁判例⑥が新聞に掲載する著作物であり、テレビ番組は再放送されることも多い反面、新聞には再掲載という慣習が定着していないことが、両者の結論を分ける重要な要素のひとつになったと

推測される（ただし、近時は新聞にも電子版があるため、電子版に掲載する前提での委託の場合には別の配慮が必要になるかもしれない）。

また、質的な視点では裁判例③と裁判例④が対照的であり、裁判例③では、二次的著作物に該当する新たな映画を製作する行為が許諾の範囲に含まれないことを前提とするような判示になっているのに対し（ただし、委託者側がそのような行為に及ぶおそれはないとして差止請求は棄却）、裁判例④では、創作した図面に修正が施されることも許諾の範囲内に含まれると判示された⁸。裁判例④はモニュメントを制作するための図面の著作物が問題になった事案であり、委託の際、モニュメントの制作に際して受託者が作成した図面に修正が施されることが前提になっていたように見受けられるのに対し、裁判例③では、委託の際、改変を加えることによって二次的著作物が制作されることまでは前提になっていなかったと考えられる。結局のところ、著作物に改変を加える行為についても事案ごとの判断にはなるが、改変を加えることは著作者人格権のうち同一性保持権（著作権法20条）に該当する行為であるため、受託者が許諾した範囲に含むと解するには、それなりの事情が立証される必要はあると考える。事実、イラストや行為ごとに許諾の範囲内か否かが緻密に判断された裁判例⑦においても、氏名表示権（著作権法19条）や同一性保持権の侵害を認定した箇所が存在する。

以上を整理すると、概ね以下のとおりとなる。

（帰属）創作された著作物にかかる著作権が受託者から委託者に移転したと評価されるケースは、必ずしも多くない。

（利用）創作された直後に創作された状態のまま改変を加えずに当該著作物を利用することは、受託者の許諾があったと評価されるケースが多い。ただし、2回目以降の利用や改変する行為については、事案による。

第3 明示の合意が認められる場合

1 契約書作成の重要性

委託に基づき創作された著作物にかかる著作権の帰属ないし利用関係は、概ね上記第2のとおり整理されるが、利用関係をめぐって事案ごとの判断になり得る箇所があるように、委託の際に契約書を作成し、著作権の帰属や利用関係につき詳細に決めておくことが望ましい。

そして、契約書を作成して明記すれば、著作権を委託者側に承継させることは十分に可能である。例えば、委託に基づき創作されたプログラムにつき、受託者が委託者に対して、著作権が受託者に留保されていることを前提に著作権侵害等を主張した知財高判平成18年4月12日（裁判例⑧）⁹では、裁判所は、「開発委託契約に基づいて開発されたプログラムの著作権につき、受託者に発生した著作権を委託者に譲渡するのか、受託者に留保するのかは、契約当事者間の合意により自由に定めることのできる事項である」ことを前提として、契約書に、「甲が、本件契約における業務の履行に際して・・・著作権等知的所有権の対象となるべき・・・著作を行った場合、その帰属はすべて乙にあるものとする。」などの規定があることを根拠として、「これらの規定を

8 裁判例④は委託者に著作権が移転したと評価された事案ではあったが、仮に移転していないとしても許諾があったと認められる旨の注釈が付されており、また、著作物の改変行為については、一身専属権であるため受託者側に残ると解される著作者人格権のうち同一性保持権との関係が残るため、許諾の有無や範囲についても、判示される必要があったと思われる。

9 平成17年（ネ）10051号。裁判所ウェブサイト。

合理的に解釈すれば、開発されたプログラムにつき発生した著作権は、その発生と同時に被控訴人に譲渡されることを定めたものと解される」と判示した。

2 譲渡の対象になる著作権の範囲を明記することの重要性

委託に基づき創作される著作物にかかる著作権の承継の有無を契約書等で明記しておくことの重要性は裁判例⑧からも明らかであるが、著作権は、複製権（著作権法21条）や翻案権（著作権法27条）等から構成されており、契約書で「著作権を譲渡する」と記載しても、著作権のうちどの権利を譲渡したかは必ずしも明らかでない。特に、翻案権と二次的著作物の利用に関する権利（著作権法28条）は、譲渡の対象として「特掲」されない限り、譲渡者に留保される（著作権法61条2項）。したがって、これらの権利も含めて譲渡を受けたい委託者は、著作権法27条及び28条所定の権利も含めて譲渡対象になる旨も契約書に明記するよう注意が必要となる（なお、著作者人格権（著作権法18条～20条）はいわゆる一身専属権であって譲渡の対象とはならないから（著作権法59条）、著作者人格権の行使も一切望まない委託者は、著作者人格権の譲渡を受けるというのではなく、受託者は、委託者やその承継人等に対して著作者人格権を行使しない旨を契約書に明記すべきことになる。）。

この点、自治体からの公募に基づき創作されたキャラクターにつき、自治体が、当該キャラクターの著作権の譲渡を受けたことを前提に、応募者らに対し、応募者らによる類似キャラクターグッズ類の販売行為の差止め等を求めた大阪高決平成23年3月31日（裁判例⑨）¹⁰がある。裁判例⑨では、裁判所は、著作権法61条2項の「特掲」につき、「契約書に、単に「著作権等一切の権利を譲渡する」というような包括的な記載をするだけでは足りず、譲渡対象権利として、著作権法27条や28条の権利を具体的に挙げることにより、当該権利が譲渡の対象となっていることを明記する必要がある」との解釈指針を示した。しかるところ、契約者や契約書に添付されていた仕様書その他の背景事情を踏まえ、「本件各イラストに基づいて立体物を作成することは、これが原著作物の変形による二次的著作物の創作と評価されるものであったとしても、このようなことをなし得る権利（翻案権）・・・の限度で著作権法61条2項の推定を覆す事情がある」と判示した¹¹。

このように、著作権の譲渡を受けること自体は明記されていても、譲渡を受けた著作権の範囲が必ずしも明確でない場合、裁判例⑨のように、譲渡を受けた対象の権利をめぐって後日紛争になることもあり得るので、ドラフトする契約書の文言にも詳細な注意が必要である。

以上

10 平成23年（ラ）56号。判例時報2167号81頁。

11 翻案権の譲渡が認められないとしても、複製権の範囲内の行為に対しては権利行使できる。したがって、「特掲」が認められない場合は、相手方の行為が複製権の範囲内のものか、翻案権に及ぶものかが、侵害と非侵害の分水嶺になる。